

# 講師 募集中

Miyagi no kodomotachi ga  
minasan wo matteimasu.

Shizen-yutakana miyagiken de  
kodomotachi to issho ni  
nobinobi to  
school life wo  
sugoshimashou!

宮城県公立学校で  
一緒に働く

## 講師

を募集しています！

※ 仙台市立の学校は除きます。

〈講師登録はWebページから〉

宮城県教育庁教職員課

【公立学校臨時的任用職員（常勤講師）及び会計年度任用職員（非常勤講師）募集について】

宮城 公立学校 講師

検索



〈電話でのお問合せは……〉

小学校・中学校は

小中学校人事班

022-211-3632

高等学校・特別支援学校は

県立学校人事班

022-211-3633

宮城県教育委員会

仙台市青葉区本町三丁目8番1号



# 先生になろう ～講師、大募集！～

宮城県では、公立学校で働く講師を求めています。  
教員免許をお持ちの方、是非、ご登録ください！

## FAQ (よくある質問)

- A 登録はどうすればよいのですか？  
Q Webページ（表面記載）から、電子申請で登録できます。項目にしたがって、簡単に入力いただけます。
- A いつ登録すればよいのですか？  
Q 登録は随時行っています。年度当初から任用希望の場合は、1月初旬までに行ってください。
- A 任用はいつ行われるのですか？  
Q 欠員補充等としては4月1日からのものが多いのですが、産育休代替、病休代替などとして、随時任用の可能性がありますが。なお、登録時には任用開始日等の希望も入力できます。
- A 複数の校種の免許を持っているなかで、できれば高等学校で働きたいのですが。  
Q 講師登録で校種や教科、勤務地等の希望も入力できます。
- A どんな働き方があるのですか？  
Q 講師は、大きく、常勤講師と非常勤講師があります。常勤講師は正規の教諭等と同等の時間（週38時間45分）勤務して授業のみならず他の校種も担うもの、非常勤講師は主に授業のみを担当するものとなります。非常勤講師は特に高等学校で多く任用されています。
- A 講師になると何かメリットはありますか？  
Q 人それぞれで、一概に述べることはできませんが、「児童・生徒の成長を考え、児童・生徒と一緒に過ごし、教える喜びや苦楽を共にする醍醐味を味わえる」「多くの人々と接する充実感が味わえる」「子供たちと一緒にいるだけで元気になれる」「担任を持つ喜びを感じている」などという声も聞かれます。また、教員採用選考を目指している方には、年数等の要件をクリアすれば希望により特別選考への出願ができることになります。
- A どんな先生を望んでいますか？  
Q これまで講師として活躍してこられた方はもちろんのこと、教員採用選考に向けて経験を積みたい方、一度教壇から離れたものの再び教えることの喜びを味わいたい方、教員免許は持っているもののまだ教壇には立ったことがない方など、教育に対して志のある方をお待ちしています！

## 勤務条件等について

### ■ 臨時的任用職員（常勤講師）

- 1 任用期間  
正規職員の休暇等の事由により異なります。  
(例) 正規職員が出産に伴い、産前・産後の特別休暇を取得する場合、当該休暇の期間（約16週間）
- 2 勤務時間・休暇等
  - イ 勤務時間 正規職員と同じです。  
(1週間当たり38時間45分)
  - ロ 週休日及び休日  
日曜日及び土曜日並びに祝日及び年末年始  
(12月29日から翌年の1月3日まで)
  - ハ 年次有給休暇  
任用期間の月数に応じて付与されます。  
(例) 4ヶ月任用される場合、「7日」付与
  - ニ 病気休暇 正規職員と同じです。  
(例) 私傷病により療養を要する場合  
引き続き90日以内で必要と認められる期間
  - ホ 特別休暇 正規職員と同じです。  
(例) 職員の親族が死亡した場合等
- 3 給与
  - イ 給料 正規職員に準じて支給します。  
(例) 四年制大学新卒の者が県立高校の講師に任用の場合、教育職給料表（一）1級25号俸  
(207,800円)
  - ロ 各種手当 正規職員と同じです。  
(例) 通勤手当、住居手当、扶養手当、教職調整額等
- 4 服務及び懲戒  
正規職員の例によります。
- 5 健康保険等の加入  
地方公務員共済組合法に基づき、「公立学校共済組合」の被保険者となります。

※条例、要綱等の改正により、勤務条件が変更となることもあります。

### ■ 会計年度任用職員（非常勤講師）

- 1 任用期間  
正規職員の休暇等の事由により異なります。  
(例) 正規職員が病気休暇を取得する場合、当該休暇の期間
- 2 勤務時間・休暇等
  - イ 勤務時間 1週間につき、正規職員の1週間の勤務時間（38時間45分）の3/4以内、かつ1日7時間45分以内です。
  - ロ 年次有給休暇 任用期間の月数並びに勤務日数又は勤務時間数等に応じて付与されます。  
(例) 新規任用で3ヶ月間・週3日勤務の場合、「2日」付与
  - ハ 特別休暇 (例) 選挙権その他の公民としての権利を行使する場合等
- 3 報酬・費用弁償等
  - イ 報酬 1時間当たり3,360円（支給額については、校種、課程、支給区分及び任用年度により異なる場合があります。）
  - ロ 費用弁償 通勤方法等により、職員等の旅費に関する条例の規定に基づき旅費の例により支給します。
- ハ 期末手当 6月以上かつ年間平均して1週あたり15時間30分以上勤務する場合に支給されます。
- 4 服務及び懲戒  
正規職員の例によります。
- 5 健康保険等の加入  
地方公務員共済組合、厚生年金保険、協会けんぽの被保険者とはなりません。また、雇用保険法は適用されないことから、「雇用保険」の被保険者とはなりません。

※条例、要綱等の改正により、勤務条件が変更となることもあります。

小学校・中学校で講師を希望する方は、各教育事務所でも受付をしています。

お知り合いに教員免許をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非、お声がけください！